

仕様書（案）

1. 業務名称

令和4年度 大阪市生野区地域公園協働パートナー事業業務委託

2. 目的

本市では、複雑多様化する地域社会が抱える課題を解決するために行う公共性の高いサービスについて、行政が中心となって担うのではなく、行政や市民、地域団体、企業などさまざまな活動主体との多様な協働（マルチパートナーシップ）による取組みを進め、活力ある地域社会づくりをめざしている。

本事業は、そのような活力ある地域社会をめざし、より多くの多様な世代の住民の交流を図るため、地域公園の美観の保持等にかかる事業を、地域資源を活かして地域課題の解決に取り組む住民参加型のコミュニティビジネスの手法により実施するものである。

3. 事業期間

令和4年4月1日（予定）から令和5年3月31日まで

4. 事業対象公園

巽東公園、巽伊賀ヶ公園、巽東第一公園、巽東3公園

（注）対象公園のうち1公園又は複数の公園についての契約締結を可能とする。

5. 事業内容

公園の美観の保持、快適利用の促進

（1）公園内の清掃

①実施回数

各月における清掃回数は、月1回以上とする。

ただし、ごみの散乱等の状況によっては緊急に清掃を行うこと。

②実施日及び実施時間

各月における実施日及び実施時間は、受注者において定め、実施計画書により本市に報告し、承認を得るものとする。

ごみの散乱等の状況に応じて緊急に清掃を行う必要がある場合は、その都度本市と協議のうえ、実施日及び実施時間を決定するものとする。

③実施要領

（ア）公園内の落ち葉や紙類をはじめ、缶、ビン、ペットボトル、ビニール袋等を拾い集めて、回収すること（いずれも公園周辺の側溝を含む）。

（イ）必要に応じ、ごみカゴのごみ処理及びごみ袋の取替えを行うこと。

（ウ）公園内の清掃で発生したごみは、可燃物と不燃物（ビン・缶・ペットボトル等）に分別したうえ、本市が指定したごみ袋に入れ、本市が指定するごみ集積場所に集積すること。

(2) 除草その他美観を維持するための事業

①実施回数

除草回数は、年1回以上とするとともに、美観の維持に努めること。

②実施日及び実施時間

実施日及び実施時間は、受注者において定め、実施計画書により本市に報告し、承認を得るものとする。

③実施要領

(ア) 事業の実施に際しては、常に周辺の安全確保を行うこと。機械による除草を行う場合は必ず「除草中」の看板表示を行い、公園利用者、工作物、周辺の建物、施設等に被害を与えないよう措置を講じること。

(イ) 事業の実施により発生したごみは、本市が支給する指定のごみ袋に入れ、本市が指定するごみ集積場所等に集積すること。

(3) 共通事項

①公園の魅力を最大限に引き出し、コミュニティの醸成の場とすること。

②本事業実施に必要な用具等の消耗品及び機材は受注者が準備し、これらに要する経費は、受注者の負担とする。

また、ごみ袋を用いる時は本市の指定のものを使用するものとし、本市から受け取ることとする。

③受注者は、契約後14日以内に実施計画書を作成のうえ本市へ提出し、その承認を受けること。なお、当初の実施計画書の内容に変更が生じた場合は、本市と調整のうえ、すみやかに実施計画書(変更)を提出すること。

実施計画書には、次の事項を記載すること。

(ア) 実施年月日、実施時間

(イ) 参加予定人員

(ウ) 緊急連絡体制

④受注者は事業終了後、翌月10日(ただし、3月はその月末)までに「実施報告書(月報)」を作成し、本市に提出すること。

⑤受注者の責任において、公園利用者の安全確保のために必要な措置や配慮を講じること。

⑥不法投棄物件等を発見したときは、本市に連絡し、指示を受けること。

⑦当該公園において異常及び落書きを発見したときは、本市に連絡し指示を受けること。

6. 支払い方法

支払いは、事業実施の実績に相応する委託料の範囲内で、本市と受注者が協議して決定した期間ごとに、本市担当者が履行確認を行った後に、受注者の請求により支払う。

7. その他

契約後、仕様書に疑義が生じたときは、本市と受注者の協議によるものとする。

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（生野区役所企画総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（生野区役所企画総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先：06-6715-9625）に報告しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)は、大阪市暴力団排除条例(平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による指名停止を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965